

きみしん 消費税納税定期積金

定期積金店頭表示金利に 年0.10% 上乗せ

※準備してありますか？

消費税は定期積金でお得に準備・しっかり納税



ご利用いただける方 法人・個人事業主	
払込金額	毎月1万円以上(1,000円単位)
ご契約期間	6ヶ月以上1年以内(月単位)
利率	定期積金店頭表示金利 + 年0.10%

各店のご案内

本店0438(20)1111 君津支店0439(55)5711 平川支店0438(75)3025 五井支店0436(24)3100
中央支店0438(23)5151 大佐和支店0439(65)1051 ぎおん支店0438(98)2111 八幡支店0436(98)5151
富津支店0439(87)0854 いわね支店0438(41)0344 東太田支店0438(97)1111 館山支店0470(22)0708
袖ヶ浦支店0438(62)2624 天羽支店0439(67)0522 子安支店0439(52)1511 鋸南支店0470(55)3811



いつもずっとあなたのそばに

君津信用組合

商品名	●消費税納税定期積金
ご利用いただける方	●法人および個人事業主
契約期間	●6ヶ月以上1年以内（月単位）
払込	
払込方法	●原則として自動振替のみとさせていただきます。
払込金額	●10,000円以上
払込単位	●1,000円単位
支払方法	●満期日（払込みが遅れた場合は繰延満期日）以降に一括して給付契約金をお支払いします。
利息（給付補てん金）	
適用金利（利回り）	●固定金利（定期積金店頭表示金利十年0.10%上乘せ） 契約時に証書に表示する利回りを満期日まで適用します。
給付補てん金の支払方法	●給付補てん金は満期以後に一括してお支払いします。
計算方法	●付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	●個人事業主の給付補てん金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません。） ●法人は総合課税となります。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について解約日の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	●金利（年利回り）は窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	●本商品の苦情等は、当組合の営業日に、「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」にお願いいたします。 君津信用組合お客様相談室 住所 千葉県木更津市潮見3-3 電話番号 0438-20-1122 受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除く） ●苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。（詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。） http://kimisin.jp/
その他参考となる事項	●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ●満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は、「定期積金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。 ●預金保険制度の付保対象商品です。 元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。